

(第十六部)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第十九号

(二一九)

昭和二十三年四月六日(火曜日)午前十五時五十分開会

本日の会議に付した事件

○証券取引法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○財法第三條の特例に関する法律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄) これより委員会を開会いたします。本日は先ず証券取引法を改正する法律案を議題にいたして御審議を願います。この法案につきましては、すでに質疑が終了の御決定に相成つておるのでありますが、木村委員から特に二三質疑をしたいという御希望があるのであります。木村委員も委員会のときに質疑できなかったもので、恐縮であるが、特に質疑を許してもらいたいという御希望があるのであります。成るべく簡単に、短時間にお願ひすることにして、これをお許しすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄) 御異議ないと認めます。それでは特に木村委員の御質問をお許しすることにいたします。

○木村八郎君 一應質疑が終了したにも拘らず、又私から質疑を行うという事は甚だ恐縮なものでありますが、いろいろ委員会が合つたりして質疑ができなかつたので、特に皆さんのお許しを得て、ここで質疑させて頂くことになりましたことに対して感謝する

次第でございます。この法律は大体証券及び証券業の民主化という点と、それからその必然的結果として、投資家保護というものの建前からまあ立案されていると思うのであります。専ら私はこの証券及び証券業の民主化、投資家の保護、この二つの点から重要な問題について質疑をいたしたいと思ひますが、或いは他の委員がすでに質疑されて、そうしてすでに御答へになつて、問題は解決しているというふうなそういう点につきましては、時間の関係上その点は省かれても結構です。そういう点は速記録を私が後で見ますから、成るべく重複しないように御質問したいと思ひます。先ず重要な條項からお尋ねしたいのであります。第六十五條につきまして「銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。この規定は、銀行、信託会社は証券の買入、引受け」とありますが、できないことという点についてお尋ねいたします。この場合若し銀行、信託会社が総額引受けをやりまして、そうしてこれを投資の目的を以て有価証券の買入をなすのはこの限りでないといふ事から、この投資の目的を以てといふのは、恐らく資産運用の意味を持つてゐる。資産運用の目的を以て、例えばシンジケートが総額引受けをやつて、あとでこれを希望者があつたら順次分割して賣つてやる、そういうような場合ですね。これは実際問題としてそういうことが今まで行われたものであります。そうしますと銀行、信託と証券業務の分離というこの精神から見て、それが反して来るのじやないかと思ひます。そういう場合、例えばこの法律が出ると、そうすると銀行のシンジケートなどは、これはもう解散にならなければならぬ。実際問題としてシンジケートが存在する。そうすると総額引受けをやつておつて、そうしてあとで農業会その他が分けてくれというふうな場合分けてやれば、これは営業としてはならないとなつておられますが、何回も繰返せばそれは営業とみなし得ると思ひますが、そういう点についてはどういうふうに考へておるか、その点をもつと厳密に、何かそういうこともいけないうようなものはつきりした何か規定なりその他運用なりによつてそれを防止するといふようなことをお考へになるのでございませうか。

○政府委員(岡村龍男) お答えいたします。第六十五條の規定は数回に亘りましてここでいろいろ御質問のございました点でございますが、只今のお尋ねのございました銀行が総額引受けをするという場合にございましては、それが投資の目的を以てその総額引受けをされる場合でありますならば、この第六十五條但書の規定によりまして銀行、信託会社も御指摘のようにできるのでございしますが、從來やつておりましたシンジケート、いわゆる引受團は

一定の引受け手数料を取りまして、そしてそれを引受けおつて、直ちに賣出すなり、時期を見て賣出す、こういう機能を営んでおつたのでございします。従ひましてこのシンジケート國が社債その他を引受けられるということは、ここで言う投資の目的を以て引受けするものでないということになりまして、それは言葉を換えて申しますれば、第二條の第八項に証券業の定義がございまして、その第八項の第四号に有価証券の引受けといたうのがございします。その第四号に該当する行為ということになりまして、従ひまして銀行、信託会社はさうな業務は営むことができない、こういうことに相成るわけでございします。それでこの第八項の第四号の有価証券の引受けと申しますのは、從來の有価証券引受け法の第一條に引受けといたう言葉がございします。或いは商法の三百一條に総額引受けといたう言葉が出て参つておりますが、その三百一條の第十五号の引受けの意味でございまして、英語でアンダー・ライティングに當るわけでございします。御承知のように商法では引受けという言葉をアンダー・ライティングの意味にも使いますし、又さうでなく株式引受けとか、或いは社債の総額引受けといふふうなサブスクリプションの意味にも用いておる場合と、両方ございまして、この第二條の第八項第四号に申します引受けといたうのはアンダー・ライティングの方を申しておるわけでございします。

○木村八郎君 これは條文を離れて實際問題として、この但書の方ですね。投資の目的を以て有価証券の買入をなすことができるとなつていますと、從來の例によると、いわゆる証券業者が下請の形になる恰好になるのじやないかと思ひます。第六十五條の規定では、証券業の地位を非常に高めようという精神があると思ひます。併し實際問題として、さつきお話ししたように総額引受けをやつて、あとで分割して賣るといふことができると、實際問題としてできるわけですね。そうなるこの精神に反するのじやないか。従つて本来ならば、これを徹底させるならば、やはり但書以下は、その精神を徹底するならば、これを本當なら削除すべきだと思ひます。その点は非常にここでは徹底してないと思ひます。實際問題としてはどうなんですか。

○政府委員(岡村龍男) 銀行、信託会社が総額引受けを資産運用としてやりまして、そうしてあとでこれを処分するといふ場合におきまして、個々の勿論処分し、或いはたまには賣出しといふこともあり得ることでございますが、そういう行為を継続的にいたしますれば、有価証券の賣出しといふことを営業としてやつておる、或いは有価証券の買入を営業としてやつておると、こういうことになりまして、従つて証券業を営むといふことになりまして、この第六十五條本文及び第二條の第八項によりまして、法律違反を犯し

て、濫用して、いろいろ弊害を起す危険がある。この点についてはどうい

産の状況等を調査いたしましたして、第十一條に書いてございますような、會員の營業用純資本額の最低額を定めて

いたしたわけでございます。

○木村謙八郎君　今三十四條の御説明がありました、この三十四條においては、証券業者の一人当りの負債総額

は、営業用純資産の二十倍となつてお
りますが、個々の場合には限度がない
わけですね。総額においては限度があ
る。そういう場合、弊害がないのでし
ょうか。個々の取引の場合は……。

○政府委員(岡村睦君) 個々の取引の場合につきましては、先程もちよとお話のしましたその証券業者が負債総額に對しまして設定し得る信用の限度がございまして、その方でチェック

いたしますと、三十四條の方は、証券業者がその資産に相應わしくない、つまり言葉を変えて申しますれば身分不相應な規模の營業をするということを

○木村禮八郎君 次にはこれは前に小宮山委員からも質疑があつたのであります。第七十一條の六にこれは証券業

協会の規定ですが、聞くところによると証券業協会というのは非常に非民主的である、そこでこの証券協会を民主化するために、この七十一條の六に協会員選任には無記名投票、そうしたた

方が非常に証券業協会の民主化に役に立つ、そういう御意見が小宮山委員からも述べられ、私もその方がいいと思うのであります。これについてどういう考えを持っておりますか。

○政府委員(岡村綾君) 証券業協会の役員、或いは取引所の役員等につきま

しては、この改正法律によりましては、すべてこれを協会なり、或いは取引所の自治に委ねまして、その定款の定める方法によりまして選挙をする、こういうことに相成つておるわけでございます。この協会の定款につきましては協会が登録をいたします際、或いはその後定款を変更いたします際等におきまして、証券取引委員会がその内容を十分審査いたしまして、投資家保護或いは公正な取引の確保という点から考えまして十分民主的であるかどうかという点を判断いたすわけでございますが、尚必要によりましては定款の変更命令を出すこともできるという権限を委員会が持つておりますので、そういう規定の適当なる運用によりまして、若しも協会が非民主的な事柄なことをいたしました場合には監督いたすことにいたします。ここは飽くまでも協会なり或いは取引所の自主性というものを尊重いたしまして、法律には役員を選任の具体的な方法につきましては規定を置かなかつた次第であります。

○木村八郎君 お話を承りますと、いろいろな点で、自主性というものを非常に重きを置いて期待されておるようですが、併し自主性を十分に與える場合には主体性が確立していなければならぬ。その主体がはつきり確立していない場合に、余り自主性に重きを置きますと却つて弊害が生ずると思ふんですが、私はこの協会役員選任は無記名投票をすべきである、そういうふうな考えをしておりますが、今の御答弁ですとそうでもない、いろいろな点から監督を加えて行かれるようにするというお話でありましたが、これは見解の相違でこれ以上お伺いしても仕様がな

違でこれ以上お伺いしても仕様がな

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話のありました本年一月の株式ブームの問題につきましては、当局といたしまして一般投資家に影響を與える、且ついわゆる証券民主化に関するところ非常に大きいのであります。実は今までにすでに五十九軒の店を検査いたしました次第であります。全国の証券業者は最近には多少減ましまして約五百六十軒になりました。その一割以上を調査いたしましたのであります。

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

○政府委員(飯田純雄君) 只今お話の

業は、実物の賣買のみである次第であります。東京はその点につきまして比較的固かつたのであります。大阪、名古屋におきましては、従来の情勢もあり、いわば清算取引に流れておるものがあつた、従いましてその整理もなか／＼捗らなかつた。これに對しまして大蔵省としては、このブームが始まりそうなのに、受渡しを勵行いたしますように、嚴重に警告いたしますと共に、大蔵大臣談を發表し、且つ申上げましたような検査もいたしました次第であります。そこで検査をいたしました店につきましては、只今五十九軒と申し上げましたが、従来の有價証券業取締法によりまして中十五軒を営業停止を命じておる。そうして整理を促進さしておる。こういう次第になつております。尚集團賣買の再開につきましては、本日に整理が完了いたしました。行かん。その整理と申しますのは、業者間におきます取引の決済が十分に完了せられたのみならずお客さん関係に對しますものも決済が完了しておらなければならぬ、こういうことになつております。東京はそれが比較的早く済みましたので、集團賣買の再開は二月の十六日からこれを許した次第であります。次いで二月二十七日に名古屋、京都及び福岡につきまして集團賣買を認め、三月の一日に残りの大阪、神戸、廣島、新潟について集團賣買を認め、これで全國從來集團賣買をやつておりましたところは一體集團賣買の再開になつたわけでありまして、但しこの再開の場合におきましても、業者の方々から整理が完了したと、こういうたようなはつきりした誓約書、且

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

○政府委員(飯田純雄君) 証券取引開

お話を承りましたが、これは見解の相

知のように現在許されております

いつたようなはつきりした誓約書、且

ことに相成つております。

する証券取引法が成立になりまして、

正式に取引所の再開が司令部の許可を得て速かにこれをなされるというた体制を現在希望してゐる次第であります。

○木村八郎君 まだいろいろ御質問したい点が沢山あるのですが、そうして又この法案につきましては疑問の点が多々あるのであります。短かい時間で到底質疑を終り得ないと思ひます。併し時間がありませんし、特に又質疑を終つたあとで許されて質問しておるわけでありまして。余り長く亘るのを却つて御迷惑と存じますから、私の質疑はこれで打ち切ります。

○委員黒田英雄君 それでは証券取引法を改正する法律案はこの程度にいたしまして、次に復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題にしまして御質疑をお願いしたいと思います。それでは先程ちよつと申しましたが、財政法の第三條の特例に関する法律案も同時に議題としまして、どちらでもよろしうございしますから、御質問をお願いいたします。

○松崎善作君 復興金融庫についてちよつと伺いたいと思ひます。この復興金融庫の運営改善に関する法案、大蔵省銀行局とありますが、これはどういふ意味でお出しになつたのか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(愛知第一君) 復興金融庫の運営改善に関する法案といひまして、お手許に配付いたしましたものは、実はこういう経過になつております。復興金融庫の運営の改善につきましましては、三党政策協定の問題にも取り上げられておりますし、また、いろいろ考へてはあつたわけござい

するが、むしろ政治的に扱ひになつて頂くの筋道ではなからうかと思ひまして、なんと申しますか、寄り／＼案は研究いたしておりましたけれども、これを発表するまでに至つておりませんでしたわけでありまして。然るところ、数日前衆議院の財政金融委員会におきまして、大体どんなことが考えられるか、事務当局の腹案があつたら、自分の案を作る参考にしたいから見せて欲しいという御要望があり

ましたので、かようなものを御参考に差し上げたわけでございます。従ひまして、こちらにも参考として御配付申し上げましたわけでありまして。

それから内容につきましては、他にもいろいろ／＼あるかと思ひますが、善という点にいたしまして、その第一に取り上げましたのは、融資先の監査その他につきまして、監察を主としたします委員会を特設いたして見たら如何であるかという考へが出たのでございします。このためには、主としてでき得るならば国会側の十分の御監査を頂きたいと思ひますので、そのことを法制上はつきりいたしてみたいと考へたわけでございます。ただ、これは先程申しましたように、事務当局の一試案に過ぎませんので、関係するところも非常に多ございします。又政治的な問題かと思ひますので、そういうような協議等を進めることにつ

きまして、こういうことが果して成り立つかどうかといふことについても、いろいろの御議論があるかと思ひます。それから第二点は、復興金融庫委員でございします。これは融資の根本方針その他を決定して頂く委員会であ

りますことは、御承知の通りでございます。当局発足いたしました当時の貴衆議院或いは衆議院議員を以て主たるメンバーとしてあつたのであります。その後立法院行政府の区別を設け別するといふところから、只今議会の方は参加しておられないわけでございます。併しながら現在の願ふべきなり、或いは機動的にもいろいろ考へるところが更にあらうかと思ひますので、一層民主的な運営を図るということにいたしまして、それから特に現在では委員会の運営がややとすると非常に事務的であり、且つマンネリズムに陥つておりました。大口融資の審査といふことに殆んど没頭しておられるのであります。復金の融資といふものがかくのごとく多く出なければならぬかといふような根本的な方針自体をもつこの委員会において究明して頂くことが適当であらうかといふふうに考へましたので、その点をここに抽象的に掲げたわけでございます。

それから第三は、金庫自体の陣容の拡充でございますが、特に融資後の管理、回収といふ面につきましては、具体的に、只今融資部の管理課でやつておりますことを、でき得るならば部を新設するといふようなことを考へて見たいと思つておりますので、そのことをここに現わしましたわけでございます。

それから第四点では、代理店機構を整備充たします。これは現在興銀、勧銀等になつておるのであります。普通銀行等にも代理店契約を及ぼしまして、直接事業界にも、地方的にも接触の面が廣いところを利用して参りましたならば、融資の適切な実効が期待し得るのではなからうかといふように考へておるわけでありまして。それから尙復金の融資をできるだけ少くするといふことのために、産業金融の円滑化を図りますために、日銀を中心とする融資輪廻の機構を円滑に動かしますことが一層現在において必要になつて参りますので、このことは直接復金の問題ではございせんかも知れませんが、大いに力を入れたたい決心をここに現わしたものでございします。

○松崎善作君 只今運営に関する試案について伺ひましたが、私は前回も伺ひましたが、復金の運営について責任者は誰であるかといふことを伺つたときに、大蔵大臣である、大蔵大臣はしよつちゆう送るじやないか、如何にも送られた後、責任を追及するわけには行かんが、それは止むを得ん、行政上の処置といふものは大蔵大臣に帰結しておるのだといふことでありまして、これはこの金融という特殊な特殊の責任ある仕事を行政上の大蔵大臣が負うといふだけでは、運営は非常に薄弱であるという感じがいたします。この度復金の増資についてここに改善案なるものが出ましたが、事後の監査、これは別に異議はありません。事後に監査することは結構であります。併しながら私の心配するのは、貸出しの当初において公正、厳正にやる、又その貸出した以上は誰かが責任を持つといふ、責任の掃蕩を明らかにして欲しいという気がいたします。そこで第一項の監査は暫く置まして、第二の復興金融庫委員会を強化拡充する、これ

思います。要は根本の復金の動かし方についての大局的な立場からいろいろの御審議を願うことが復興金融委員会であり、そして融資それ自体につきましても、できるだけ復金当局の創意工夫を活用し、且つ責任を大幅にとつて頂くというように持つて行くことが、最も改善されるゆえんではなからうか、こういうように考えておる次第でございます。

○松嶋善作君 一月のこの委員会のメンバーを木村さんからの要求で頂戴いたしました。このメンバーが一体何回寄つて協議をしたでしょうか。その回数、出席人員の点を一つ……。

○政府委員(愛知親一君) 復興金融委員会は、最近の事例で申し上げますと、大体週に一回やつております。御承知のように復興金融委員会は大口の融資の審査もしているのですが、五千万円以上の貸出しにつきましては、すべて委員会の議を経ることになっておりますので、現在の情勢としては、貸増しの要求も非常に現狀でございます。従つて大口融資の議案として掛けなければならぬものも非常に議案が多くなつております。大体最近におきましては、議案が多くなつておる關係、その他の事情から、大体において週一回、一日から平均をとれば、恐らくは十日に一度くらいの平均になつておられるかと考えております。それから出席者の顔触れでございますが、これはお手許に差上げてありますような構成でできておまして、皆さん非常に忙しい仕事を持つておられる方々であります。ここに毎回の出席者の出席簿は持つて来ておられませんけれども、少くとも過半数の方

は常に御出席になつておると記憶いたします。

○松嶋善作君 私の憂うのは、これは名目だけの顔触れであつて、本當に出席される方は少いんじゃないかと想像しておるのではありません。結局この中の復金の事務当局の方が主としてやられるのじゃないかと思うのであります。先程政府委員がおつしやつたこれから復金の理事者を入れてやる。そうしてその方に非常に力を入れて頂くという。これは、私も非常に同感であります。この顔触れを見ると、復金の理事者を一人、復金の部長等が入つておるが、理事長、副理事長は入つていないのでございませうか。その点が少しおかしいんじゃないかと思うのですが、むしろ復金の最高首脳者である方、理事長、副理事長、又理事の方なんか非常に重点を入れて頂くことが、むしろ実質上の運営に効果があるのじゃないかと思うのですが、その点はどうかうわけで理事長、副理事長が抜けておるのであります。

○政府委員(愛知親一君) この点は前回にもちよつと申上げたかという記憶があるのですが、実は率直に申上げまして、この復興金融庫ができましたときの経緯に出發しておる問題でございまして、その当時の考え方、復興金融委員会は復興金融庫を監督する立場にある。その監督される方の復金当事者はこの委員会に入らないというふうな考え方、それから又復興金融委員会において決めました方針に基いて業務を処理するのが復興金融庫のボードである。こういうふうな考え方がその当時の考え方であつた。これはどうも何と申します

か、日本的な感覚ではちよつと釈然と理解がしにくいところであると私は率直に考えるわけでありませう。それで、そういうような状況でなか／＼いろいろの方面にもいろいろの議論がございするもので、私共といたしましては、昨年の夏以來何とかしてこの中に委員として復興金融庫の理事長以下理事者がお入りになるのが當然であり、又入つて頂かなければいかんという考え方で、いろいろ手段を盡したのでございするが、現在のところまだ正式に委員にはなつておられませう。そのギヤツプを補いますために、現在各会合におきましては、必ず復興金融の理事長に御出席は願つております。正式な格好から言へばオブザーバーといつたやうな格好であります。理事長に必ず御出席を願つておるような次第でございします。私共の考え方といたしましては、先程の試案にもございしますが、復興金融委員会の強化拡充のときには、私の意見といたしましては、当然理事長、副理事長にこの委員に入つて頂きたいというふうに考えておるわけでありませう。

○松嶋善作君 この復興金融庫の委員会だけではございませんが、從來の政府のやり方がどうも委員会に名を籍りて責任の帰結が非常に薄い、ということを私は憂うのであります。その意味におきまして、この復興金融庫の現在の委員と、それから毎回開かれて出席しておるかどうかということについて……別に人について答めるわけではございませんが、誰が出席したかどうかというその表を一つ書いて出して頂きたい。これはこの問題でなしにいろいろな意味において参考になりはしないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 連記を止めないかと思ひます。

○政府委員(松尾俊次君) 塩と樟腦でございますけれども、塩は御存じのよう

議論する程の利益に乏しいというふう
に考えております。

それから前段の調停金の問題であり
ますが、第二段の「國の独占に屬する

が、これが先ず煙草、煙草用巻紙の販

それから塩及び苦汁、つまり「にが

ルコールの販賣價格、木村委員の御指

は、主要食糧は大部分を國が一手に買

もあります。薪炭についても同様な事

の考えといたしましては、財政法に言

て、食糧について見ますれば、食糧管理法の規定によつて國がこれを買取

という建前になつておるのであります、これを専賣というのは少し当らない

いのじやないか。食糧管理法に基く食糧の配給操作であると、こう考えてお

るわけなのであります。勿論その價格については、食糧管理法によつてその

價格の決定方法が定められておるの
ありまするが、國の專賣とは考えて

らないのであります。
それからその次に、國の独占に屬す

る事業における事業料金でありま
が、これは法律上のものと事実上の

のとあります。法律上のものは要するに基郵便料金、これは現在法律に

よつておるのでありまして、その物
そのものについても法律によつてお

電話の料金は、それは金額そのものに

獨占ということにつきましては、法

七

を以て規定されておるわけなのであります。事実上の問題といたしましては郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金の料金、それから國有鉄道につきましても、これは國有鉄道と書きましても、或いは適當でないかも知れませんが、これは地方鉄道もありましますので、併し鉄道の大部分は國有鉄道でありますので、この分は大体事実上のまゝ政府の独占に属する、こういうふうに出しました資料につきましては大体の御説明をいたしたのでありますが、盡しませんが、ところがありますれば又説明いたします。

○木村八郎君 御説明がございまして、事実上の独占の方で今新炭のこをとお話がありました、薪炭も主要食糧の販賣と同じように考えられておるのですか。

○政府委員(河野一之君) これも同様と考えております。これは基礎法規が物資供給調整法でありましたか、そういうものによつた政府による配給操作である。こういうふうには考えておるわけでありま。

○伊藤保平君 そのすると、今度できます公園なんかからの収益なんか予想されますね。そういう場合どうなんですか。

○政府委員(河野一之君) 公園につきましても、公園の職員の人件費及びその事務費というものは全部政府が支出する。そして國に対して納付金をする、という建前になっておりますが、その他の一般の業務から生じました利益金につきましては、やはり余れば國に納付する。こういう建前になっております。

○伊藤保平君 この納付金という中に入るのですか。この中でどこで処理されますか。

○政府委員(河野一之君) これはやはり課徴金というふうには考えております。これも現在法律で、各公園法で規定がございまして、これも一種の課徴金であると思ひます。

○木村八郎君 只今のお話ですね。食糧管理法に基く主要食糧の販賣と、それから薪炭供給調節のための薪炭の販賣は、この特例がなくなつた後において同じような考えですか。

○政府委員(河野一之君) 現在のところとしては、財政法第三條に言う専賣價格ではないという解釈でありますので、この法律が失効いたしました、即ち財政法第三條が全面的に施行されましても、この財政法第三條の規定によつて價格を決めるといふふうには考えておるわけではございません。ただそういうような事態に至りました場合に主要食糧の價格をどうするか。物價統制令も同時に廃止せられることになるのであります。その場合において、どういふふうにするかという点について、

は、こつた政府事業の民主的な運営という点からやはりこの精神に副つて考へるのが適當ではないかというふうには私見ではありますが考えております。

○木村八郎君 この法律を出したになつた趣旨ですが、これによつて、これが通れば直ぐこの規定になつておるものの以外の價格料金は変更できるわけですね。例えば物價統制法で物價を變更する権限があるわけですね。その場合、実際の物價改訂の問題に関連しては、これが通れば、鉄

道運賃とか通信料金は國会の議決を経ることになります。こつたはあとに連して、そうしてこの法律の許される範囲で物價改訂をやつて、あと又二段構えで又運賃、通信料金を決めて行く。そういうような物價改訂の構想になつておるのでしょうか。

○政府委員(吉田晴二君) 物價統制法としては、この法律によりまして貨物運賃を國會の方で御審議願ひまして、成るべく早く決定を願ひまして、それによつて、それを織り込んだ價格改訂をやりたいというふうには考えております。

○木村八郎君 そうしますと、これは新聞で見たのですからそれが本當かどうか分りませんが、物價体系は二段構えの物價改訂と出ておまして、それで、鐵道、通信料金をですね、これが若し遅れるのでその前に物價改訂をやらなければならぬというふうになる、と、鐵道、通信料金はあとにして、先

に外の物價改訂ということになるのですか。今のお話ですと、鐵道、通信料金のほうが決まつて来ないと、物價改訂の方の問題が突如問題として出て来ない。こつたいうふうには了解していいのですか。

○政府委員(吉田晴二君) その点は結局時間の問題になると思ひますが、我々としては成るべく早く、結局國會の方の審議の経過によるわけでありま

す。我々としてはできるだけ早く御審議を願ひたい。それによつて價格の方も早く決めて予算の關係も早く決まるようにというのを希望しておる次第でありまして、ただいろいろの關係によりましてどうしても運賃の方が決まらない場合、或いはそういうこと

も考へられるのではないかと、これは勿論考へられるわけでありまして、ただ現在のところにおきましては、できるだけ速かに一つ御審議を願ひまして、それによつて全体の改訂を行いた

いというふうには考えておるのであります。

○木村八郎君 まあこれは先のことです。はつきりお答え願ひますか。どう知りませんが、若し差支えなかつたら、今後の物價改訂の方針とか構想と

いうようなものを伺ひたい。例えば昨年七月にあつたいわゆる全面的改訂ですね、それから賃金と物價との安定帯みたいなことでやるのか、それとも各價格間の凸凹調整というふうなことをやるのか、そういうふうなことを

○政府委員(吉田晴二君) 只今の点につきましては、どうも事務當局の方から御答申上げるのとはどうかと思ひますが、まあ併し我々の方で考へてお

りますところでは、成るべく昨年の七月のような、何と言ひますか、まあ全面的な改訂という方に持つていかないで、まあこれは、いろ／＼補給金との關係とも脱み合せなければならぬ

んけれども、なるべくまあ一部補正という程度に止めたいということ、いろいろ立案しておるわけでございます。

○中西功君 この財政法の特例に関する法律が出された趣旨を、私は説明を聞かなかつたのですが、この煙草や通信料金を除いて、そうしてその他は國會の議決を経なくても決定し得るといふふうな法律の趣旨になつておるので

したくつて、こつた特例案を出したのか、まあいわばその狙ひですね、具体的に言つて、狙ひはどこにあるのかというところをお聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(河野一之君) この特例の法律によりまして、まあ國民生活に最も密接な關係あるものは、大体もう盡しておるというふうになるのであります。これ以外におきましても、この際としては、經濟緊急事態の存続する間は、國會の議決を経ずにやつて頂きたいものが、その外いろ／＼ありますので、例えて申しますれば、この中に

も外國煙草とか輸出用製造煙草を除くというように書かれてあります。が、塩の價格でありますとか、アルコールの價格でございますとか、そういうもの

の点につきましては、該當するが該當しないかという点についてのいろ／＼な意見を申上げたのであります。が、この中にも現在法律の規定によらずにあるものもあると思ひますので、その間の調査というものがまだ十分に届かない点もあつたので、一應そういう

点をこの際としてはオミットして頂くと、こつた意味で出したわけであり

○中西功君 いや私はこの政府が、今後行ふ新物價体系と言ひますが、或いは又物價改訂というふうな時に、差當りこの特例というふうなものが非常に必要になつて出されたのではないかと

思つたのですが、こつたいうふうな場合に、具体的にどういふふうなものが、やはり政府の独自の見解の下で決めた方がいゝんだと、そう考へていら

るのか。結局この特例と物價改訂との関連、政府がなそうとしておる改訂と

ます。

の場合、果物の物價改訂の問題に因連してゐるのですが、これが通れば、鉄

決まらない場合、或いはそういうこと

と、一政府は何を自分で独自に決定

るのか、結局この特例と物價改訂との

開連、政府がなそうとしておる改訂と

の間に非常に密接な関係が、まあ、あ
るのかないのか、という点になるん
です。

○政府委員(吉田晴二君) 只今の御質
問になりました点は先程河野政府委員
からも御答弁申上げましたように、い
る細い料金とか各種の事賣價格
もありません、それまで一々御審議
を願つておきます、その間に
いろいろ時間要します、又種々
の点において今後物價の關係等に關連
するものも非常に多くなつて参ります。
現在一般の物價改訂というものは、
御承知の通り非常に時期の問題が重
要な關係を持つております。すでに御
承知の通り物價の改訂があるというよ
うなことが世間に具体的に言ひ出され
て来ると、そこにはいろいろ實情とか
思惑とかいうような問題が出て来るわ
けであります。先ずそれらのことを考
へ合せますと、現在の財政法の建前か
ら申しましても、又これは主として
財政收入という点に重きを置いて法律
ができておるといふふうにも考えられ
るのであります。それらの状況を眺み
合せまして現在のところではこの程度
の法律をお願いしたらどうかというふ
うに考えられておるわけでありませ
う。○中西功君 一私よく分らないので
すが、この第三條の中で鹽草、それから
郵便、鉄道料金、この三つは現賣の物
價に影響するところ非常に大きいもの
だと思ふのです。その他アルコールで
ありますとか或いは塩といふようなも
のは、その影響は大きいでしょうか？
さつきそちらから説明がありましたよ
うに、政府自身これによつて今財政收
入をうんと上げようといふふうな考え
もないという話もあつたのですが、そ

ういう意味でこれをどん／＼上げて物
價に影響を與えるということも考えら
れないわけなので、この三つを除いて
しまふと殆んどその他の問題というの
は何もないような氣がするのです。ま
あ少くとも、ないと思ふのは、な
いように見えると思ふのです。ここに
特例に關する資料として出されたもの
だけを見ておると、ないような氣がす
るのです。それならば何故こんな特例
案を出す必要があるかといふふうな点
も疑問が出て来るのですが、併しも
つと又突込んで考へて見ると、こうい
う考へ方もできるんじゃないかと思
ふのです。それは一應この三つの問題に
ついては財政法にも書いてある關係が
國會に於ける。併し物價体系の根本問
題或いはその他やはり物價水準を決定
して行くもつと基本的な石炭や或いは
電力や或いは鉄鋼、そういうふうなも
つと基本的な物資があると思ふので
す。結局そういうものを即ち一つは物
價体系という問題と、一つはそういう
基本的な、こんなものよりもつと大切
なもの、やはり政府が一應独自の見解
で決めたい、それに對しては、いわば
國會から余り干渉を受けない、こ
ういふふうな点があつて特例法ができ
たんじやなかろうかといふふうな氣も
するのですが、それはどうでしょう
か。

○政府委員(吉田晴二君) 只今の御質
問の点は、物價統制をやつております
建前としたしまして、一應物價につ
きましては政府に委して頂くといふこと
が各國の例になつております。我が國
におきましても、その建前でやつて來
ておるわけでありませう。ただ、そうい
うわけでありまして、例えば電力であ
るとか、石炭であるとか、そういう重要
物資について國會の議決によるという
ことは、これは若しそうすることが必
要であるといふことになれば、或いは
その方々のそういう意味の法律を作る必
要があると思ひますが、財政法第三條
というものは、そういう關係ではなし
に、特に國の財政收入という建前から
出来ておるわけでありまして、只今の
お話のようないふ点から今の問題が
三條の特例といふ点から今の問題が
出て來ておるといふわけのものではな
いと思ひます。お手許に資料が配つて
ありますように、現在のところでは三
條の特例に關するものについては種々
ございませうが、これらの中には思ひま
お話のようないふ点はないと思ひま
す。

○中西功君 それで、さつき木村委員
から御質問がありましたように、財政
法の第三條の、國の独占に關する事業
における專賣價格といふようなことの
理解が……現在の米は結局國家管理で
はないかといふふうなことも考えられ
ますし、公團法の配給公團にいたしま
しても、その他の問題にいたしまして
も、結局國家管理だと思ふのです。そ
ういふふうな點に於いては、財政法の
規定は現在においては非常に廣汎なも
のに結局關連して扱がつていくと思
ふ。又必要な場合にはそういうふう
に扱へるような理解をするような必要も
出て來ると思ふ。どうも私はこの特例
法が出た趣旨が結局よく分らないので
す。政府はこれがなければ自分の獨自
的な物價体系や、或いは統制ができな
いといふふうなもののやなさをう氣が
する。この資料に掲げた範圍では……
けれども、これが是非必要だといふ中
にはもつと何か大切なものがあつてよ
さうだ。そう思ふのです。そうして
結局考えれば今のようないふ状態の下で第
三條の規定をもつと、いわば正確にと
いひますか、或いは嚴格に解釈してい
ければ、殆んど物價に結局關連して來
るといふふうなことも言へるわけなん
であります。そういう面から一先ずこ
の三つだけに限定して貰ふのだとい
ふようなことならば、非常に趣旨がは
つきりするやうな氣がするのですが、そ
うでなく、今まで説明されたやうな
調子だといふと、何のためにこういう
特例が要するのといふことが分らない
わけなんです。

○政府委員(河野一之君) 中西さんの
おつしやるやうな点もあろうかと思
ふのであります。要するにこの問題
は、財政經濟の民主的運営といふもの
が現在の經濟緊急事態においてどの程
度制限せらるべきものであるかといふ
やうなところにかつて來るやうに思
ふのであります。おつしやる通り政府の
直接扱つております物資の中、專賣
事業或いはその他の事業の中、代表的
なものはこの三つのものであると思
ふのであります。一般の物價の問題
に取りまして、これは物價統制令で
以て現在國會の議決を経ることなく決
められておる、或いはもつと密接な關
係のある食糧の配給の問題が、食糧管
理法の規定、或いは物價法の規定等に
よりまして、國會の議決なしにやられ
ておるといふやうな實情が現在のところ
あるわけでありませう。これに即應
いたしまして、主として物價行政の立場
から、この財政法第三條の問題をどの
程度に現在の緊急事態の閉止めて置
いたらいいかといふことに、問題

がつかつて來るのだらうと考へるので
あります。御指摘の通りこれ以外に大
したものがないのじやないかといふの
も、成る程おつしやる通りだと思ふの
であります。併しこの特例に書いてあ
ります通り、御覽になりました、法
律又は國會の議決によらなければなら
んといふ、よらなければならんやり方
がいろいろあると思ひます。例えて申
しますれば、三號の國有鐵道の基本資
率とありますが、これの國會の議決を
仰ぎます際に、東京から大阪まで幾ら
といふ仰ぎ方もありますし、一キロ當
り幾らといふやうな仰ぎ方もあります
し、二等は三等の何倍であるといふよ
うな、これは物の價格の問題でありま
すので、非常に細かくなつて來るの
であります。それから郵便その他の料金
につきましても、一方負担金を取りま
すのはどうであるとか、いろいろ物資
の價格が千差万別でありますと同時に
に、これらのものについて非常に細か
くなる、そういう細かいものを議會に
出して御審議を仰ぐのも一案であらう
と思ふのであります。現在の事態に
おいては、これに書きました通り、鐵道
で申せば基本貨率一キロに當り幾ら、
貨物なら幾ら、これも代表的な物資
であれば、それに比率を取つて決める
といふいろいろなやり方があると思
ふのであります。そういう意味合
いも合せまして、現在の物價統制を實施し
ておる現狀において、それとマッチし
た程度において、この政府の權限をこ
の法律によつて置きたい、こ
ういふ趣旨のようによつて御了解願
ひたいと思ひます。

○中西功君 それで分りましたが、私
はこう思ふのです。やはりこれが中途

半端だと思つてあります。これはこの前、予算委員会においても、ちよつと安本長官に質問したわけなんです。が、やはり國會が若しこういう物價問題について関係するとなれば、單なる個々の煙草や國有鐵道というふうなものではなくして、その根本原則、或いは物價体系、そういう問題の根本についてやるべきだと思つてあります。そうしてむしろそれが一應國會でやらねばならぬ、こういう個々のものは政府に委した方が統一が付いておつていいではないかという氣がするのであります。ところが根本原則が大体において出されないというふうな傾向にあるやうです。それでいて、この三つの問題だけこゝで出される、この煙草なんか大して大きな問題ではないとして、國有鐵道なんかの問題は結局物價体系全体から見れば大きな問題であると思ひますし、それにしても鐵道の料金の問題は決定的な問題ではないのであつて、これだけ國會に出されても、これだけのものでは結局大した役に立たない氣がして、中途半端なやうな氣がするのです。むしろやられるのでしたら根本原則を、物價体系のプリシプルを國會に出されるというやうな、それを法案化された方がいいし、それならば、さつき言つたやうに個々のものは全部政府に委すというふうにしたなら、すつきりしていいのじやないかという氣がしたのであります。

○政府委員(河野一之君) 中西議員の御指摘になつた点は御尤もと思ふ点もあるであります。いわゆる經濟全權委任法というやうなものでも御審議頂いてやるということも一案であらうと思つてありますが、その面につきましては、現在物價統制令とか、或いは臨時物資需給調整法というやうな法律がありまして、それに殆んど代るやうなものがあります。ただ現在の財政法におきましては、それに關連する面としまして、こういうものが現在規定上にあるものでありますから、それとの調子を取る意味でこの法律が出ておるといふやうに御了解願ひたいと思ひます。殊にこれは外の方の關連もあるものであります。煙草につきましては、その大部分が消費税の性質を有しておられますので、外の關稅に付いては法律によつて議會の御審議を仰いでおる建前から言つても、當然ではあるまいかという氣がいたします。それから郵便及び國有鐵道につきましては、これは國の二大公企業の一つでありまして、これの價格というものは國民の生活に密接な關係があるのでありますから、殊に政府事業の運営については民衆的でなければならぬといつたやうな考え方もあるのでありますから、そのいつた面から、やはりこの料金或いは運賃といふものについて、幾ら全部委任すると言つても、こゝまで行くのは如何であらうかという意味合で、三つのものが特に選ばれた意味もあるといふことを御了承願ひたいと思つてあります。

○委員(黒田英雄君) ちよつと私からお尋ねしますが、いろいろ御質疑、お答えを聞いておりますと、簡単に申しますれば、政府は今財政法第三條といふものは少し廣く、これを何か変えたいやうな意思があるやうにも伺われるのです。それで、この法案の現在の經濟緊急事態の存続する限りといふことも、どうも実ははつきりしないので、何かさういふやうな少し第三條を持て余しておるといふやうな感じを受けるのですが、これは一つ政府委員又は大藏大臣あたりから又ははつきり説明願ひたいと思つておるのですが、差当りこの現在の經濟緊急事態の存続する限りといふのは、一体いつ頃まで、どういつ頃までといふお見込でありますか。

○政府委員(河野一之君) これは具體的には非常にむづかしいのであります。が、この財政法直接の問題といたしましては、物價統制令により物價の統制を実施しておる期間、結局物價統制令の存続期間と運命を共にするといふやうに考へております。

○山田佐一君 只今の点に關連するのですが、大體財政法第三條は未だ公布されておらないので、ところで、結局片山内閣の總辭職も仄聞するところ、鐵道運賃の値上げと今の官公職員の給料の値上げと關連するといふので、ここに政治的なことを來たした。現在第三條は全面的に施行しておられん。只今の御説明によると、この三つのものは國會の承認を経るのが当り前だ。だから、これだけ残してあととやら、本當の腹はこれもあるべく國會の承認に掛けたくないのだ。出せば或いは煙草も賣惜しみをすれば、或いは運賃についてはバスの買溜めもやる。すべて問題に影響するから成るべくは掛けたくないのだ。掛けたくないが、情勢によつて仕方がない、掛けるのだ。率直に言うなら、さういふものじやないかと思ひますが、當局のお考えを伺いたい。

○政府委員(河野一之君) 前段の方の問題であります。これは財政法の第三條はまだ施行しておらないのであります。それで、この前の〇・八の予算のときのやうな問題が起つた次第であります。この財政法第三條の特例に關する法律が通りまして同時に、財政法第三條を施行したすわけでありまして、さうしますと、この特例に關する法律によりまして、財政法の三條が一應適用が制限されまして、この三つのものだけに國會の議決を経る。適用自身が三つのものに限定せられると、こゝういつた恰好になるわけでありまして、後段の御指摘の問題は、これはさういふ立案の当初から、この三條のやうな規定を置くがいかうかといふことについて相當御議論もあつたのであります。が、本院においても、旧憲法時代でありましたが、いろいろ御議論もあつたのであります。例へば國會にかけまして……かけるといふことになりまして、その間における賣惜しめ、買溜めといふやうなことが起るといふやうなことがございまして、それから場合にやりますれば、イギリスのごとく、消費税のやうなものは全委員會の議決で一旦徴収いたしました、それから更に本會議ですつと練りまして確定したあとに、これに対する或いは拂戻しとか、或いは修正があらまは有効にするとか、若し修正があらまはした場合には、さういふやうな措置を講じておるのであります。即ち徴収といつたやうな制度があるのであります。財政法第三條を全面的に施行する場合においては、さういふ面も併せて考へる必要もあるのではないかと、さういふことは考へられたいわけでありまして、併し現在さういふ点につきましては、この配給統制が相

當完全に実施されている煙草につきまして、賣惜しめ、買溜めといふことは事實上困難な状況であります。まあ多少はございまして、直ちにこれをさういふことにいたしました。まゝ現在のところさう大して支障はないではあるまいか、さういふ考へなものであります。御指摘のやうに決してかへたくなといふ意思でさういふやうに出したのではないと思ひます。

○山田佐一君 御當局はその時その時の御答弁ですから、速記録を御覽になれば、議會でもさう、財政法第三條があるじやないか、政府独自の見地において煙草の値上げをするのはいかんじやないか、運賃の値上げをしてはいかんなじやないかといふことがとき／＼出ておる。そのときにはこの三條を直ちに施行するといふやうな弊害があるから、除外してやつたといふことは、今速記録を繰り返して見れば明瞭だと思ひます。今の御答弁とはまるつきり反對なことが出ておると思ひます。私は敢えて言質を取るわけじやありませんけれども、もう少しとき／＼御當局も、大藏大臣もすでに法つて行かれたのだから、聴く者は一つに聴いて行くのだから、どうか成るべく趣旨一貫したことの御説明が願ひたい、さう思ふのです。

○委員(黒田英雄君) 復興金融庫の法案についての御質問はあります。か。

○山田佐一君 説明を聴いても、その時その時の答弁の雄弁を聴くだけで、大藏大臣も、松嶋さんじやないが、本當に責任を持つ人を作らなければいかん

いやるというところも一案であるうと思ふのでありますが、その面につきま
の経済緊急事態の存続する限りとい
うことも、どうも突はつきりしない
たい。
○政府委員(河野一之君) 前段の方の
点につきましては、この配給統制が相
たわけてあります。併し現在そうい
う点につきましては、この配給統制が相

です。本間に國費の濫費に終ります
からね。その場その場の雄弁会です
と……

○木村八郎君 一つお伺いしたいの
です。これは衆議院でも問題になつた
のですか、昭和電工の問題です。これ
は稲村さんが一應質問いたしましたか
ら、その内容はお分りと思いますが、
昭和電工は二十二年暮に五億圓復興金
から借りておる。そうして設備資金三
億五千万圓、一億五千万圓を運轉資金
として使うことになつておつたのが、
五千万圓の運轉資金で残りの一億圓の
行方が分らない。そういうことである
のですが、そして又これは調べて頂
かなければ分りませんが、どうも建設
資金や何かで別荘みたいなものを作つ
たり何かしておる。そういうようなこ
とも仄聞するわけなんです。そうしま
すと、折角復興金から産業資金としてこ
れを貸出すのは、我々が非常に危惧し
ていたように、若しやこれが事実であ
るとするならば、それが本間に産業資
金に使われていない、こうなればこれ
は非常に重大な問題だと思ふ。これは
稲村さんが質問しましたので、内容は
お分りと思うのですが、何かその後お
調べになつたかどうか、お調べになり
ましたら、そのことをちよつと御報告
願ひたいのです。

○政府委員(愛知一君) 只今御指摘
の点は、おつしやるように衆議院でも
御質問があつたのでありますが、私共
当局としては、実は昭和電工の問題
は、前回の國會でも非常な問題になり
まして、衆議院におきましても小委員
会を開催されて、わざ／＼速記も
取らない非常に細かい質疑應答をいた
しまして、尙それが議院中でございま

す。それから一方復金当局といたしま
しても、法規に基きまして監査をやつ
ておるわけでございます。只今までの
ところでは、さような事態は発見され
ないのでありまして、融資計画で計画
いたしましたところへ資金が出ており
ます。

尙運轉資金等につきましては、いわ
ゆる紐付融資をやつておりますが、確
実に所要とする向に入つておるという
ようなことになつておりますが、尙引
続きこの監査の問題につきましては、
別途監査委員会の設置等も考へており
ます。ようになつておる、非常に調査
をいたしておる。若しそういうよう
な仮りに疑ひのあるような事態が発
見できますれば、勿論早速に報告をい
たすつもりにしております。先般稲村
さんから御質問がありました点につい
ては、私共さうなことはないと思ひ
ております。尙調査中でござ
いますので、そういう事態がございま
したら早速報告いたします。

○松崎善作君 復金に關して一つ伺
たいと思ひます。先程午前中に、復金
については直接の關係ではないが、日
銀をして融資の斡旋をせしめるという
ような御構想を承りましたが、それは
どういふんでございませうか。

○政府委員(愛知一君) これは復興
金融庫として、できるだけこの貸
出しの額を減らしたいということを急
願いたしておるわけですが、同
時に産業資金の需要は御承知のように
非常に多いのでございませう。できるだ
け或るものは市中でございまして、そ
れから市中金融機関の自分の勘定でむ
づかしいというものにつきましては、
日銀を通じての斡旋によりまして、い

ろいろその間の事情も詳細に分ります
から、場合によつては復金保証という
ことに持つて行く、或るべく直接の貸
出しを減らしたいということ、これ
も現在日本銀行に資金斡旋部という
のを御承知の通り設けまして、そこそ大
蔵省とがいろいろ緊密に連絡をいたし
ておるものであります。尙一層その機
能を活発に活用したい、こういう
ふうな考へておるわけでございます。

○松崎善作君 そういたしますと、復
金でも尙、金の借りられないのは、日
本銀行の斡旋は、復金以外の金融機
関、例えば市中銀行というようなこと
るへ向ける、こういう意味でございま
すか。

○政府委員(愛知一君) いや、私の
申し上げ方が悪かつたかも知れませ
んが、その逆でございまして、いわゆる
復金としては、市中銀行でどうしても
貸せないものを復金で見なければなら
ん性質のものだと思ふのですが、でき
る限り市中の金融力を先ず使うこと
を念にいたしまして、復金に持つて來
るものは、できるだけ少くしたいとい
うような氣持でございませう。

○松崎善作君 それは非常な矛盾じや
ないのですか。市中銀行で貸せられな
いものは復金に行くという大原則があ
るように伺つていますが、その逆に復
金で貸せないものを保証で市中銀行が
出すと、これは私はそこに大きな弊害
が出て來るのじやないかと。保証
というものは差当り復金の融資等に關
係なくて非常に樂にできる、併し一年
後には、多分一年だと思ひますが、一
年以内に肩替りをせにやならんと、こ
ういふ保証を以て復金の責任を担げる
と、結局保証してしまつたが故に結局

は復金に肩替りせにやならんというこ
とになると、非常に後日において又復
金の責任が過重して來る。こういう意
味でこの保証制度というものは、復金
の貸出しの堅実性から見て非常に弱點
になるのじやないかという氣がするの
ですが、その点は御見解はどうでし
うか。

○政府委員(愛知一君) それはでき
得るならば保証も付けたくないという
のが先ず第一でございます。必要な産
業資金についてはできる限り早く復金
というような存在をなくするといふこ
とが私は理想だと思ふのであります
が、現状を以てしてはそういうことに
もなりませんので、できるだけ市中
金融力を活用する、そして止むを得
ざるものについては、保証なり直接貸
なりにはしたいといふこと、でありま
して、保証を付けたといふことは、結局
資本の総額の範囲内でしかどうしても
できないといふような点からしまして
も、おつしやうな復金の保証とい
うことは非常に重大な問題でもあると
思ひます。ただ直接貸しよりは、くら
でも市中の金融力を活用するといふ点
において、味のある行き方ではなから
うかというように考へますので、第一
段としては市中金融機関の責任にお
いてやつて貰ふことが最も望ましい、そ
のためには御承知のように、いわゆる
枠といふものを毎月毎に設定いたして
おりますが、仮に五十%の枠を超えら
うなものである、日銀で斡旋をし
て、甲の一なり甲の二なりの重要産業
については、その制度を活用する、そ
れからその次に保証を考へる。最後の
ところで直接貸しを考へるというよう
なことにして、復金の負担をできるだ

け少くするといふ考へ方がよいのでは
なからうかと考へております。

○松崎善作君 これまでに日銀の斡旋
というふうなもので相当金融ができた
のでございませうか。

○政府委員(愛知一君) 日銀の斡旋
というところにつきましては、從來も相
当の効果を私は挙げておるものと信
じておるわけでございます。これは例え
ば一月中におきます融資率の実施
の概況に照して見ましても、いわゆる
枠外につきましても相当日銀の斡旋は
最近進んで來ておるような状況でござ
います。又同時に復金の保証というも
の、市中からの融資につきましても、
その額は逐次増加しておるような
状況になつております。

○松崎善作君 私の尋ねんとするとこ
ろは、その保証でなしに裸で日銀の融
資が世話された額、日銀の力を以て保
証もなしに融資ができたという額はど
れくらいございませうか。

○政府委員(愛知一君) その正確な
具体的な資料は只今持ち合わせており
ませんのでありますが、直接それの答
えにならんかとも思ひますけれども御
参考に一月中の全國の銀行の融資率則
の実施の状況を申し上げますならば、一
月中におきましては預金は十二月に比
べまして減つたわけでございます。し
十二月には新勘定の預金は二百六十
一億圓増加いたしました。二月中では
百四十九億圓に止まつたわけでありま
す。それに対していわゆる枠は使
用の可能な限度が七十二億圓でござ
います。その枠と同額のものがいわゆ
る枠外になりますわけ、七十二億圓
の枠外金額があるわけでございます。
その中で産業融資の關係は枠外で

○松崎喜作君　今のでは私の答えには

その時に権力ある、権威ある人の斡旋

融機関に保証を願つて行くというよう

○星一君 松島委員の質疑と政府委員

○委員長(黒田英雄君) 本日はこの程

午後四時十一分散會

森下政一君

總經理

大藏事務官

大藏事務官
主計司次長

準備委員

下條 恭兵君

西川甚五郎君

山田 佐一君

木内 四郎君

小林米三郎君

西施吉之助君

愛知 撰一君

11

松尾 俊次君

昭和二十三年六月十二日發行

印刷者 印刷局